

最高裁判所 (第二小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号

法人税更正処分等取消請求上告受理申立事件

国側当事者・西福岡税務署長

平成20年10月24日不受理・確定

### 決 定 事 項

申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項 (上告受理の申立て) に規定する事由に当たらないとして、申立人の上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

### 決 定 要 旨

省略

(第一審・福岡地方裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成18年2月13日判決、本資料256号-53・順号10313)

(控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成19年12月19日判決、本資料257号-243・順号10852)

### 決 定

申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	丸山 隆寛
相手方	西福岡税務署長 山崎 元
同指定代理人	河本 哲志

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

#### 第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

#### 第2 理由

**【決定】** 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年10月24日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀